

平成 19 年度実証モデル事業実施要領（案）の主な変更点

H18.3.20.環境研究技術室

分類	変更の概要	該当箇所	備考
会議の非公開	<ul style="list-style-type: none"> 非公開の事例に実証機関の選定手続きを追加 	第 1 部第 1 章 3 第 2 部第 1 章 4	<ul style="list-style-type: none"> 実証機関の選定についても非公開となるため
実証試験計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 「必要に応じ」を削除 	第 1 部第 1 章 4 第 1 部第 6 章 1 第 2 部第 1 章 5 第 2 部第 7 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 実証試験要領のみでは実証対象技術毎に申請者側の実施体制、実証スケジュール等は異なることから、実態として必ず技術毎に実証試験計画を作成することとなるため
データベース運営機関	<ul style="list-style-type: none"> 環境省HPへ移行したことから削除 	(旧) 第 1 部第 1 章 6 他 (旧) 第 2 部第 1 章 7 他	<ul style="list-style-type: none"> 環境省HPでの一括管理となったため
実証試験方法開発機関	<ul style="list-style-type: none"> 国環研から実証試験方法開発機関に範囲を拡大 	第 1 部第 1 章 6 他 第 2 部第 1 章 7 他	<ul style="list-style-type: none"> 国立環境研究所に限定する必要性が認められないため
実証試験要領の報告	<ul style="list-style-type: none"> 実証試験要領の親検討会への報告を削除 	第 1 部第 3 章 1 第 2 部第 4 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の報告の一環として十分であり、あえて記載は不要。
実証機関の選定手続き	<ul style="list-style-type: none"> 実証機関の公募対象として政令市等に限らずすべての地方自治体に拡大 	第 1 部第 4 章 1 第 2 部第 5 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 実証機関の選定の際に必要な要件を満たすか否かを判断することで能力が担保されるため
自ら試験研究機関を持たない機関	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人あるいは特定非営利活動法人の限定を削除 	第 1 部第 4 章 2 第 2 部第 5 章 2	<ul style="list-style-type: none"> 同様の自治体も対象とするため
実証試験計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> 実証申請者への変更の了承を追加 	第 1 部第 6 章 3 第 2 部第 7 章 3	<ul style="list-style-type: none"> 計画自体申請者の同意を必要としているため
実証運営機関の業務	<ul style="list-style-type: none"> 環境省が実施するイベントの際に、分野内の調整、広報等の業務を追加 	第 2 部第 1 章 3	<ul style="list-style-type: none"> 分野内の出展調整等イベント会社でできない事項を環境省の代わりに実施させることが効率的であるため
実証運営機関と実証機関の兼任	<ul style="list-style-type: none"> 実証運営機関としての申請後の実証機関兼任について、申請可能時期の範囲を拡大 	第 2 部第 3 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 実証運営機関となったあとに実証機関になる可能性があるため
実証機関の選定	<ul style="list-style-type: none"> 「予算の範囲内において」を削除 	第 2 部第 5 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 手数料体制において、実証運営機関の予算と実証機関の運営費用は関連がないため